

近世期における近江商人西村市郎右衛門家の経営

本村 希代

はじめに

西村市郎右衛門家は近江国蒲生郡日野（現、滋賀県蒲生郡日野町）に本拠をおき、武蔵国葛飾郡二郷半領平沼村（現、埼玉県吉川市）に出店を開いた安永三年（一七七四）を創業とする近江商人である。日野の近江商人は関東地方へ進出し醸造業を展開するものが多いが、市郎右衛門家もその一つといえる。天保・弘化期のものとされる日野地域の資産家番付「日溪持丸鑑」では、最上段に位置づけられており、近世後期には有力な日野商人として認識されていたことがうかがえる。なお同家については『近江商人事績写真帖』や『近江日野町志』などでもすでに取り上げられている。ただし近世期に関しては、三代目が記した『木曾日記』³についての記述が多く、同家の経営実態についてはほとんど明らかになっていない。そこで本稿では近世期における西村市郎右衛門家の経営を、同家の事業展開を中心に検証していくことにする。

第一章 初代市郎右衛門安詮による経営

西村市郎右衛門家が二郷半領平沼村に店舗を構えるにいたった経緯は、市郎右衛門家の本家にあたる西村徳右衛門家が、同じく二郷半領番匠免村（現、埼玉県三郷市）に出店を展開していたことに関係する。初代市郎右衛門安詮は父である四代徳右衛門安順のもと、嵯峨屋豊三郎としてこの番匠免で酒造業を任されていた。豊三郎は初代の幼名である【表1】⁴。なお平沼村や番匠免村を含む二郷半領は、西に古利根川（現、中川）、東に江戸川という二つの大河川に挟まれた地域である。低地であるがゆえ両河川の氾濫を受けやすいという難点があるが⁵、流通面を考えた場合は、水運の便に恵まれた地であり、そのことが出店展開にもつながっていたと思われる。

ここで本家西村徳右衛門家についても略述しておく。西村徳右衛門家は近江源氏・佐々木氏の支流福永秀高の後裔で、元和八年（一六二二）生まれの得右衛門秀綱を初代とする。初代得右衛門は日野町大窪にて医業を営んでいたが、漆器商に転じ、そしてあ

【表1】 西村徳右衛門家・西村市郎右衛門家の歴代当主

西村徳右衛門家		
当主名 (幼名)	生 没 年	備 考
初代：得右衛門秀綱(徳太郎)	元和8年(1622)～宝永6年(1709)	
2代：徳右衛門安慶(松之助)	～宝曆3年(1753)	
3代：徳右衛門安順*	～安永2年(1773)	岡本町中野氏次男
4代：徳右衛門順秀(徳助)	～文化9年(1812)	3代目徳右衛門長男
5代：徳右衛門武則(豊次郎)	安永7年(1778)～嘉永2年(1849)	小泉氏次男
6代：徳右衛門秀之(熊吉・慎太郎)	文化13年(1816)～慶応4年(1868)	
7代：徳右衛門安秀(定吉)	嘉永5年(1852)～大正12年(1923)	
西村市郎右衛門家		
当主名 (幼名)	生 没 年	備 考
初代：市郎右衛門安詮(豊三郎)	延享2年(1745)～文化5年(1808)	4代目徳右衛門次男*
2代：市郎右衛門定縁(市蔵)	安永7年(1778)～嘉永3年(1850)	初代市郎右衛門長男
3代：市郎右衛門安則(与四郎・市蔵)	文化7年(1810)～慶応3年(1867)	川合村森嶋吉兵衛四男
(為七)	天保3年(1832)～文久元年(1861)	西生來村川島八左衛門九男
4代：市良右衛門(千太郎)	安政2年(1855)～大正13年(1924)	為七長男、慶応2年(1866)家督相続、隠居後は名を市仙とする

出典：「西村徳右衛門家系譜」（私家版）・「西村市郎右衛門家系譜」（私家版）

備考：*今日伝わっている歴代徳右衛門の数え方は、徳右衛門家と市郎右衛門家で異なっている。市郎右衛門家に伝わる数え方により、初代市郎右衛門の父を四代目徳右衛門としたが、徳右衛門家では、初代市郎右衛門の父は三代目徳右衛門にあたる。

とを受け継いだ二代徳右衛門安慶も同じく漆器を扱った。徳右衛門家は延享期に関東へ進出したとされており、番匠免村に出店を構えたのはおそらく二代目徳右衛門と考えられる。

そしてこの本家徳右衛門家において平沼村への新規出店計画が持ち上がった。しかし出店交渉途中の安永二年（一七七三）九月、初代の父である四代目徳右衛門が死去してしまう。そこで初代は借りていた酒蔵を返却し、酒造道具一切を売却して番匠免を引き払い、店名前を幾久（菊）屋徳右衛門として平沼店の運営を担うことになった。平沼店は商売不勝手のため借金がかさみ、店の相続が出来なくなった平沼村仁兵衛が所持していたものであった。屋敷地五畝六歩、畑地三畝八歩、合計八畝一四歩の地所が一六五両で質流れとなっており、これを初代が引き受け、さらにそこに付属する住居家一ヶ所、見世一棟、土蔵二棟、水油仕事場一棟、その他油道具などを六十両にて買い受けた。なお店名前だけでなく、初代自身もしばらく徳右衛門と称している。これらがともに市郎右衛門と改まるのは文化期ごろからである。では初代は平沼店においてどのような事業を展開したのであるうか。平沼店では仁兵衛より仕事場や道具を譲り受けた関係から、油絞業を行っていた。安永五年（一七七六）十一月、前沢藤十郎役所からの問い合わせに次のようにこたえている。¹¹

武州葛飾郡

式郷半領平沼村

菊屋徳右衛門

右徳右衛門儀、同領番匠免村罷在候所、去々午ノ一月平沼村江引越、油之儀者去ル未四月ノ紋り初申候

一 菜種之義者多分ハ近村ニ而手前遣ニ作り候菜種を持参致、油ニ取替申度旨申聞候得ハ、取替を紋り申候、右取替

分絞り切候而菜種無之候節者、下総国庄内領野田町市場二^一 宛相調絞り申候

一 絞り高之儀者老ヶ年ニ菜種百式三拾石程相絞り、油ハ式拾四五石絞出申候

一 油捌方之儀者多分者近村ニ而菜種ニ取替申候、少々茂残り候油有之候節ハ、江戸深川元場大和屋伴次郎方江差遣申候

一 当年菜種買入直段之義者、金老両ニ八斗八升位ハ九斗位迄買入申候

一 当時菜種有高之儀者、当年取替候分買入候分共、百式三拾石有之候内、此節絞り^一 三拾石程有之候、野田

町ニ而買入候菜種ハ凡八拾石程買入申候

一 取替之外菜種買入候儀者少分之義ニ御座候間、前金等遣候儀無御座、現金ニ買入申候、尤仲買等申者無御座、野

田町ニ^一 直買ニ仕候

一 荒物商内を重ニ仕、間々ニ油絞り申候

一 是迄冥加永等相納候儀ハ無御座候、此上被仰付次第当申年分ハ冥加永上納可仕候

油を絞り始めたのは店を開いた翌年の安永四年（一七七五）四月からである。原料となる菜種は近村より集め、絞りと交換するかたちをとっている。ただし菜種が不足する場合は江戸川をへだてた下総国庄内領野田町市場にて購入し、一方、絞り油が残った場合は江戸深川の和大屋へ売却している。平沼村には古利根川に江戸運送の河岸場があり、江戸までの舟路は約十里であった¹²。そして一ヶ年あたり一二〇〜一三〇石の菜種から二四〜二五石の絞り油が出来たが、主たる事業はあくまでも荒物商売であるとしており、油絞業だけでなく、販売業も兼営していたことがわかる。

また寛政六年（一七九四）、出店商売を行う上方出身者についての調査が行われた¹³。初代の返答から創業より約二十

年たった平沼店の様子を見てみよう。

乍恐以書付奉申上候

一

一本店

一家内

一壺ヶ年商内高凡五百両

右商売躰、小間物荒物類水油

一高

右者徳右衛門義廿壺ヶ年以前安永三年当地江罷下り、平沼村仁兵衛方々地面并家蔵等一式譲り請商売渡世仕来候、勿論農業一切不仕候、右御尋ニ付奉申上候処相違無御座候、以上

寛政六年寅四月

初代は平沼村へ移ってきた安永三年（一七七四）以来、農業は一切行わず、仁兵衛から譲り受けた家財をもとに商売を展開してきたとしている。水油・荒物の他に新たに小間物も扱うようになったが、創業当初の事業内容とさほど変化は見られない。商売の規模は年間五百両ほどで、奉公人も抱えていたことがうかがえよう。しかし初代が死去する直前に記した文化五年（一八〇八）の「譲り状」には、次のように記されている。¹⁴

武州武郷半領平沼村

百姓

徳右衛門

加藤佐渡守領分江州蒲生郡日野町

徳右衛門

九 人

当村屋敷地所持

譲り状

一金三千四拾貳兩貳步也

吉川店有金高

水車場・酢造場・徳用金共¹⁵

内此訳ケ

一金千六百兩也

市蔵江譲り金

一金七百兩也

徳蔵江同断

一金四百五拾兩也

三四郎江同断

一金六拾兩也

おふぢ江同断

尤内金拾兩ハ先年預り置候、右五拾金^(マヤ)為利足年々金五兩ツ、被遣可被下候

一金百兩也

お吟江譲り金

此者義至而不仕合成者故不便ニ存候故、右金子譲り置申候、右金子御預り置被成候而、一生御世話被成被遣可被下候、勿論為小遣金年々金貳兩ツ、御渡被成可被下候

合金貳千六百拾兩也

右之條々譲り金分ケ致置候、勿論別紙ニ委細書有之候、徳蔵・三四郎義ハ商売勘定之上年々歩分ケ被成、勿論廿ケ年ニも及申候ハ、相応之元手金ニも相成可申候、其節商売勘定之上御分ケ可被成候、尤時節来り相応之屋敷有之候ハ、御求被成候而普請被成被遣可被下候、たとへ別家ニ成候とも、右之趣何事茂身上一所ニ被成候而内込可被成候、右三人替り〳〵関東江下り被成御世話專要ニ存候、猶又諸道具之義ハ市蔵了簡次第二而いヶ様共御分ケ被成、

年々心掛置被成、御買被成、可然与存候、何事も兄弟の仲むつましく被成相談被成、兄の申義を不相背子孫繁栄專要ニ存候、為後書置譲り状如件

文化五辰年三月

市郎右衛門

市藏殿

徳藏殿

三四郎殿

又書添商売引当テ之義者徳藏江者溝沼村水車場ニ御座候

又商売引当テ之儀ハ三四郎江者平沼村酢造場歩分ケ半分、彦野村酒造場歩分ケ壹歩七厘五毛之積リニ御座候、為念如此ニ記シ置候

文化五辰年三月

又外ニ似合敷商売躰有之候ハ、相談之上いヶ様ニも被成可然存候

長男市藏(後の二代市郎右衛門定縁)、次男徳藏、三男三四郎、妻ふぢ、また長女吟へ財産を分与するとある。¹⁶ 息子たちへは「何事も兄弟の仲むつましく」しながら、長兄である市藏にしたがうことが「子孫繁栄」のためにも大切だと説き、その上で徳藏と三四郎の商売引当として、水車場・酢造場・酒造場をあげている。つまり初代は当初の油絞業・販売業から水車稼ぎや醸造業へも関与するようになり、経営規模を順次拡大させていったことがうかがえる。

水車場は平沼村から離れた新座郡溝沼村(現、埼玉県朝霞市)にあり、幾久屋市右衛門という名前で運営されていた。¹⁷ 新座郡域は武蔵野台地の縁辺にあたる。それゆえ河川や用水などでは適度な水流の落差を得られ、また台地の畑では多

くの穀類が生産されていたことから、水車にて穀類を搗いたり、粉挽きしたりする、賃稼ぎが盛んであった。¹⁸ ただしどのような経緯で、またいつから関与するようになったかなどは不明である。

一方、平沼村の酢造場はもともと宇兵衛なる人物が営んでいたものであった。しかし損金が続いたため、宇兵衛は初代へ酢造場を引き受けて欲しいと依頼した。そこで寛政五年（一七九三）より名義を改め、初代が引き続き酢造場を相続することになった。¹⁹

また彦野村（現、埼玉県三郷市）の酒造場については、詳細はわからないが、享和期にはすでに酒造業にかかわっていたと考えられる。²⁰

このように初代は平沼店を拠点に多店舗・多業種化を行っていった。特定の事業のみによる経営は、損失が生じた際リスクも大きい。危険分散をはかり、経営の安定化を目指したといえる。²¹ 「譲り状」の文末にも「又外二似合敷商売躰有之候ハ、相談之上いヶ様ニも被成可然存候」と記し、柔軟な事業展開が今後も市蔵を中心に続けられていくことをのぞんでいる。そして「譲り状」を記した九ヶ月後に初代は死去する。享年六四であった。

第二章 「勘定品数帳」にみる西村市郎右衛門家の経営

西村市郎右衛門家では毎年一月に前年の勘定改めを行っており、天明七〜文化一〇年（一七八七〜一八一三）、²² 文化一〜嘉永二年（一八一四〜一八四九）、²³ 嘉永三〜慶応二年（一八五〇〜一八六六）、²⁴ 慶応三・四（明治元）年（一八六七・一八六八）²⁵ 分をそれぞれまとめた「勘定品数帳」が合計四冊存在する。これら帳簿の記載方法は年により多少異なるが、おおむね有金・平沼店の商品在庫・貸付金などの資産をまず列挙し、その上で借入金など負債を差し引き、純資

産を算出している。安永九〜寛政八年（一七八〇〜一七九六）の「勘定下書留」²⁶を含めれば、経営にかかわる収益までは判明しないにしても、近世期における市郎右衛門家の資産状況と事業展開を概観することは可能となる。そこで「勘定品数帳」を中心に、市郎右衛門家の経営を見ていくことにする。

【表2】は「勘定下書留」と「勘定品数帳」から純資産のみを取り出している。純資産は天保期半ばに加速度を増しながら順調なびを示し、嘉永三・四年（一八五〇・一八五一）には五七〇〇両台にまで達している。しかしその後、二千両以上大幅に減少し、安政期は三六〇〇両前後を推移している。そして万延元年（一八六〇）にさらに五百両ほど減少し三一八三両にまで落ち込み、その後再び増加に転じる。ではなぜこのように純資産が変動するのであろうか。

そこで【表3】は「勘定品数帳」で資産として計上されているものの中から、平沼店の主要な商品在庫高を掲出した。売上高などはわからないので、この在庫高だけで市郎右衛門家の経営を直接的に判断することはできないが、他の史料でも情報を補いながら、初代以降の平沼店の事業についても検討してみよう。

平沼店では開店当初より油絞業と販売業（水油・荒物・小間物）を兼営してきたが、「水油」・「店代呂物」以外に「有質」が常に大きく計上されており、実際には質屋業もあわせて営まれていたことがわかる。質屋は農村における身近な金融機関であり、農間余業としても数多く見られる。具体的な質物や利率などはわからないが、市郎右衛門家の場合、規模の小さな質屋（子質屋）へ資金を融通する親質屋の役割を担っていた。²⁷天明六年（一七八六）に資金融通を依頼してきた葛飾郡広嶋村（現、埼玉県吉川市）伊右衛門の事例を見てみる。²⁸

【表2】 純資産

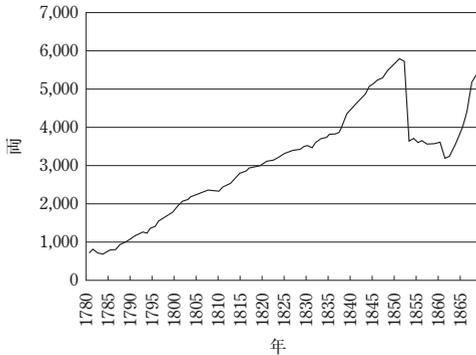
年	両	年	両	年	両			
安永9年	1780	722	文化7年	1810	2,440	天保11年	1840	4,597
天明元年	1781	805	文化8年	1811	2,502	天保12年	1841	4,713
天明2年	1782	690	文化9年	1812	2,576	天保13年	1842	4,879
天明3年	1783	680	文化10年	1813	2,694	天保14年	1843	5,0-9
天明4年	1784	735	文化11年	1814	2,784	弘化元年	1844	5,124
天明5年	1785	799	文化12年	1815	2,851	弘化2年	1845	5,240
天明6年	1786	809	文化13年	1816	2,938	弘化3年	1846	5,289
天明7年	1787	915	文化14年	1817	2,965	弘化4年	1847	5,440
天明8年	1788	974	文政元年	1818	2,975	嘉永元年	1848	5,5--
寛政元年	1789	1,064	文政2年	1819	3,043	嘉永2年	1849	5,697
寛政2年	1790	1,123	文政3年	1820	3,101	嘉永3年	1850	5,791
寛政3年	1791	1,204	文政4年	1821	3,131	嘉永4年	1851	5,734
寛政4年	1792	1,249	文政5年	1822	3,157	嘉永5年	1852	3,636
寛政5年	1793	1,237	文政6年	1823	3,237	嘉永6年	1853	3,694
寛政6年	1794	1,361	文政7年	1824	3,306	安政元年	1854	3,609
寛政7年	1795	1,448	文政8年	1825	3,358	安政2年	1855	3,64-
寛政8年	1796	1,568	文政9年	1826	3,400	安政3年	1856	3,574
寛政9年	1797	1,642	文政10年	1827	3,420	安政4年	1857	3,573
寛政10年	1798	1,733	文政11年	1828	3,480	安政5年	1858	3,588
寛政11年	1799	1,828	文政12年	1829	3,530	安政6年	1859	3,612
寛政12年	1800	1,954	天保元年	1830	3,469	万延元年	1860	3,183
享和元年	1801	2,064	天保2年	1831	3,569	文久元年	1861	3,262
享和2年	1802	2,094	天保3年	1832	3,688	文久2年	1862	3,467
享和3年	1803	2,197	天保4年	1833	3,726	文久3年	1863	3,768
文化元年	1804	2,232	天保5年	1834	3,812	元治元年	1864	4,133
文化2年	1805	2,276	天保6年	1835	3,816	慶応元年	1865	4,496
文化3年	1806	2,316	天保7年	1836	3,848	慶応2年	1866	5,140
文化4年	1807	2,357	天保8年	1837	4,022	慶応3年	1867	5,374
文化5年	1808	2,330	天保9年	1838	4,357	慶応4年	1868	5,192
文化6年	1809	2,334	天保10年	1839	4,478			

出典：「勘定下書留」（#190）・「勘定品数帳」（#175・179・186・188）

備考：両未満については切り捨てた。

虫損のため解読できない箇所は「-」とした。

純資産の推移



【表3】 平沼店商品在庫高

年	両			年	両				
	有 質	水 油	店代呂物		有 質	水 油	店代呂物		
天明7年	1787	216	0	171	文政11年	1828	1,226	124	349
天明8年	1788	309	3	191	文政12年	1829	952	194	389
寛政元年	1789	413	34	211	天保元年	1830	982	170	442
寛政2年	1790	560	102	182	天保2年	1831	1,095	117	470
寛政3年	1791	628	34	184	天保3年	1832	1,103	199	511
寛政4年	1792	495	65	204	天保4年	1833	909	227	486
寛政5年	1793	731	27	202	天保5年	1834	1,001	238	549
寛政6年	1794	718	86	205	天保6年	1835	1,107	199	564
寛政7年	1795	638	106	202	天保7年	1836	1,240	300	457
寛政8年	1796	586	75	188	天保8年	1837	1,179	295	459
寛政9年	1797	781	86	203	天保9年	1838	1,071	279	532
寛政10年	1798	843	61	195	天保10年	1839	1,309	150	595
寛政11年	1799	631	83	223	天保11年	1840	1,401	315	582
寛政12年	1800	625	85	252	天保12年	1841	1,348	323	559
享和元年	1801	658	80	268	天保13年	1842	1,518	31-	631
享和2年	1802	987	92	255	天保14年	1843	1,563	301	-
享和3年	1803	695	113	262	弘化元年	1844	1,434	276	-
文化元年	1804	670	158	305	弘化2年	1845	1,408	2-5	692
文化2年	1805	610	132	289	弘化3年	1846	1,475	290	649
文化3年	1806	659	100	327	弘化4年	1847	-	212	653
文化4年	1807	744	109	319	嘉永元年	1848	1,090	326	733
文化5年	1808	814	109	340	嘉永2年	1849	1,177	317	808
文化6年	1809	1,003	92	366	嘉永3年	1850	999	180	778
文化7年	1810	962	69	343	嘉永4年	1851	1,103	271	758
文化8年	1811	972	96	345	嘉永5年	1852	1,136	169	759
文化9年	1812	1,103	146	341	嘉永6年	1853	976	271	677
文化10年	1813	860	115	375	安政元年	1854	972	227	792
文化11年	1814	842	127	383	安政2年	1855	902	250	77-
文化12年	1815	866	133	351	安政3年	1856	793	272	802
文化13年	1816	994	117	343	安政4年	1857	735	181	1, - 3
文化14年	1817	954	76	305	安政5年	1858	964	185	95-
文政元年	1818	947	64	315	安政6年	1859	981	277	635
文政2年	1819	981	108	311	万延元年	1860	924	257	831
文政3年	1820	965	128	310	文久元年	1861	629	337	836
文政4年	1821	951	199	317	文久2年	1862	522	493	1,163
文政5年	1822	1,026	119	357	文久3年	1863	587	303	1,695
文政6年	1823	1,118	86	332	元治元年	1864	616	495	1,600
文政7年	1824	1,105	107	320	慶応元年	1865	511	431	2,491
文政8年	1825	1,068	83	326	慶応2年	1866	700	791	2,709
文政9年	1826	1,062	109	386	慶応3年	1867	1,374	786	2,603
文政10年	1827	1,183	124	416	慶応4年	1868	786	441	1,730

出典：「勘定品数帳」(#175・179・186・188)

備考：両未満については切り捨てた。

虫損のため解読できない箇所は「-」とした。

入置申一札之事

一此度私義勝手を以貴殿江質物相送り申度旨達而申入候得者御承知被下忝奉存候、しかる処、右質物高直成もの数多有之、私方より書付差遣札通り二者金子御借渡シ難被成旨御尤ニ奉存候、依之私方申入候者、何連之質物ニ而も札通りニ而金子借用申し候上ハ、貴殿方江少シも御損等決而相立申間敷候、若流質有之候者私方ニ而御返し可申候、万一老品たり共流レ候ハ、外質物御差留御払可被成候、左候上元利金調達不仕候ハ、急度私方ハ是金相済可申候、依之請人ヲ立一札入置申所、如件

天明六年午二月

松伏領広嶋村

質物送り金子借り主

伊右衛門印

請人

八右衛門印

式郷半領平沼町

幾久屋徳右衛門殿

質物を送ることについてはすでに了解済みとなっている。ただし高価な質物が多いことから、伊右衛門が希望する額を借り受けることは難しいとされたようである。そこで伊右衛門は、もし質流れになっても幾久屋へ決して迷惑はかけないとして、請け人を立てて申し入れをしている。この伊右衛門にはじまり、近世期に市郎右衛門家の子質屋となった者は合計五十名にのぼる。二郷半領および古利根川西岸村々にて「農業之間慥成百姓質取来候処、元手金手廻り兼」ね

た者たちであった。²⁹

むろん同時期に五十名の子質屋と取引していたわけではない。しかし子質屋は親質屋の中でも河岸や川筋村の親質屋を選んで取引する傾向が強いとされる。³⁰平沼村は古利根川筋にあり、市郎右衛門家もその条件に該当する。また葛飾郡川藤村（現、埼玉県吉川市）吉左衛門のように、「農業之間慥成百性質取候而渡世仕度奉願出候二付、其段御取締御出役様江奉願上置候所、然上者元手金手廻兼候節盤、貴殿方江送り質いたし候」と、³¹文政改革以降の関東取締出役による質屋統制下で、市郎右衛門家の子質屋となるよう命じられた場合も見受けられる。これらのことから市郎右衛門家は二郷半領周辺である程度規模の大きな親質屋であったと考えられよう。

しかし「有質」高は天保一四年（一八四三）の一五六三両を最高に、次第に減少していく。一方、「水油」・「店代呂物」高は、その後も増加を続ける。特に「店代呂物」高は、安政四年（一八五七）に一度千両台にのぼりその後減少、文久期以降は急激に増加している。「店代呂物」は平沼店で取り扱われていた荒物・小間物類をさす。その中でも特徴的な商品として苳があげられる。二郷半領は武州米の産地でもあり、苳や縄といった藁工品の生産が農間余業としてさかんであった。³²弘化四年（一八四七）の「苳売帳」を見ると、足利・佐野・藤岡（以上、下野国）、館林（上野国）、熊谷・忍・行田・加須・鴻巣・幸手（以上、武蔵国）、古河（下総国）といった地名が見受けられ、市郎右衛門家は北関東に販売網を展開していたことがわかる。³⁴

なお取引先の中には荒物屋といった屋号にまじり、忍の日野屋庄右衛門・行田の日野屋又右衛門・熊谷の鳥屋喜兵衛の名前もあがっている。これらは蒲生郡内池村（現、滋賀県蒲生郡日野町）鈴木忠右衛門の outlet と考えられ、それぞれが酒造業が営まれていた。³⁵苳は酒樽を保護するために巻いて用いるなど、酒造業では必需品となる。市郎右衛門家では

出店周辺の産物である筵の需要を、関東で醸造業を展開する日野商人のネットワークの中に見出し、これらを結びつけたといえる。

さて「勘定品数帳」の商品在庫高は、「有質」高が弘化期より減少し、「店代呂物」高が幕末期にかけ急増する。「有質」高と「店代呂物」高の変化は、純資産が急激に落ち込んだ嘉永・安政期を挟むように、それぞれ前後しておこっているとも見て取れる。ただし純資産の減少は「有質」高の減少幅以上に大きい。それゆえ商品在庫高が純資産の変動に直接的な影響を与えているわけではないようである。そこで次に、市郎右衛門家で展開される平沼店以外の事業についても見てみよう。

市郎右衛門家が水車稼ぎの他、酢や酒といった醸造業にもかかわっていたことは先述の通りである。「勘定品数帳」からは、これら平沼店以外で展開される事業への貸付額がわかる。【表4】は水車稼ぎ・酢造業・酒造業にかかわる個別貸付先とその金額を、「有質」高が減り始める以前の天保期から取り上げている。

同じ貸付先であっても、年によりその記載名にばらつきがあるため、判然としない部分も多いが、まず水車稼ぎは、「中弥」なる人物への貸付二五五両が、天保二年(一八三一)から嘉永四年(一八五二)まで続いていることがわかる。「中弥」への貸付は、天保元年(一八三〇)にも一九〇両あり、「損金」と明記している年もあることから、実際には長期間にわたり返済不能となっていたようである。また醸造業では、平沼村酢造場と思われる「酢蔵」へ天保六年(一八三五)より四〇両(天保一一・一二年は三九両)、彦野村酒造場と思われる「彦野蔵」へは天保二年より二一六両(天保元年は二四一両)、ともに天保一二年(一八四一)まで貸付が続く。しかし両蔵への貸付は天保一三年(一八四二)より合算され、嘉永四年まで「諸方貸損金」などとして処理されるようになる。これらのことから天保期の段階におい

【表4】貸付金

年	水車種ぎ(両)	醸造業(両)	酒造業(両)	備考
天保元年	1830 藩召店207・中弥殿190	醸造場45	彦野店241	
天保2年	1831 水車中弥殿損金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
天保3年	1832 水車中弥殿損金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
天保4年	1833 水車中弥殿損金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
天保5年	1834 水車中弥殿損金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
天保6年	1835 水車中弥殿損金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
天保7年	1836 水車中弥殿貸金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
天保8年	1837 水車中弥殿貸金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
天保9年	1838 水車中弥殿かし金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
天保10年	1839 水車中弥殿貸金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
天保11年	1840 水車中弥殿貸金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
天保12年	1841 水車中弥殿貸金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
天保13年	1842 水車中弥殿貸金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
天保14年	1843 水車中弥殿貸金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
天保15年	1844 水車中弥殿貸金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
弘化元年	1845 水車中弥殿貸金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
弘化2年	1846 水車中弥殿貸金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
弘化3年	1847 水車中弥殿貸金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
弘化4年	1848 水車中弥殿貸金255	醸造場45	彦野蔵損金216	
嘉永元年	1849 中弥殿255・中弥殿255	醸造場45	彦野蔵損金216	
嘉永2年	1850 中弥殿255・水車方7	醸造場45	彦野蔵損金216	
嘉永3年	1851 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
嘉永4年	1852 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
嘉永5年	1853 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
嘉永6年	1854 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
安政元年	1855 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
安政2年	1856 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
安政3年	1857 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
安政4年	1858 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
安政5年	1859 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
安政6年	1860 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
文久元年	1861 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
文久2年	1862 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
文久3年	1863 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
元治元年	1864 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
慶応元年	1865 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
慶応2年	1866 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
慶応3年	1867 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
慶応4年	1868 中弥殿255・みそ召店200	醸造場45	彦野蔵損金216	
		醸造場451	酒造場314	
		堀切蔵51	醸嶋屋550	
		堀切蔵61	醸嶋屋550	
		堀切蔵120	醸嶋屋550・間中蔵133	
		醸嶋屋120	醸嶋屋131・間中蔵4	
		醸嶋屋134	醸嶋屋631・間中蔵6	
		堀切蔵90	醸嶋屋631・間中蔵112	
		堀切蔵164	醸嶋屋631・岩井46	
		醸嶋屋204	醸嶋屋656・岩井60	
		醸嶋屋28	醸嶋屋656(同割差引処理あり)・岩井114	
		岩井蔵109	岩井蔵125	
		岩井蔵125	岩井蔵103	
		岩井蔵112	岩井蔵200	
		岩井蔵112	岩井蔵126	
		酒造場451	酒造場314	
		藩蔵451		
		彦くら12		
		彦くら12		
		藩蔵112		
		藩蔵112		
		醸嶋屋550		
		醸嶋屋550		
		間中蔵133		
		醸嶋屋131		
		間中蔵4		
		醸嶋屋631		
		間中蔵6		
		醸嶋屋631		
		間中蔵112		
		岩井46		
		醸嶋屋656		
		岩井60		
		醸嶋屋656(同割差引処理あり)		
		岩井114		
		岩井蔵125		
		岩井蔵103		
		岩井蔵200		
		岩井蔵126		
		酒造場314		
		醸嶋屋550		
		醸嶋屋550		
		間中蔵133		
		醸嶋屋131		
		間中蔵4		
		醸嶋屋631		
		間中蔵6		
		醸嶋屋631		
		間中蔵112		
		岩井46		
		醸嶋屋656		
		岩井60		
		醸嶋屋656(同割差引処理あり)		
		岩井114		
		岩井蔵125		
		岩井蔵103		
		岩井蔵200		
		岩井蔵126		
		酒造場314		
		醸嶋屋550		
		醸嶋屋550		
		間中蔵133		
		醸嶋屋131		
		間中蔵4		
		醸嶋屋631		
		間中蔵6		
		醸嶋屋631		
		間中蔵112		
		岩井46		
		醸嶋屋656		
		岩井60		
		醸嶋屋656(同割差引処理あり)		
		岩井114		
		岩井蔵125		
		岩井蔵103		
		岩井蔵200		
		岩井蔵126		
		酒造場314		
		醸嶋屋550		
		醸嶋屋550		
		間中蔵133		
		醸嶋屋131		
		間中蔵4		
		醸嶋屋631		
		間中蔵6		
		醸嶋屋631		
		間中蔵112		
		岩井46		
		醸嶋屋656		
		岩井60		
		醸嶋屋656(同割差引処理あり)		
		岩井114		
		岩井蔵125		
		岩井蔵103		
		岩井蔵200		
		岩井蔵126		
		酒造場314		
		醸嶋屋550		
		醸嶋屋550		
		間中蔵133		
		醸嶋屋131		
		間中蔵4		
		醸嶋屋631		
		間中蔵6		
		醸嶋屋631		
		間中蔵112		
		岩井46		
		醸嶋屋656		
		岩井60		
		醸嶋屋656(同割差引処理あり)		
		岩井114		
		岩井蔵125		
		岩井蔵103		
		岩井蔵200		
		岩井蔵126		
		酒造場314		
		醸嶋屋550		
		醸嶋屋550		
		間中蔵133		
		醸嶋屋131		
		間中蔵4		
		醸嶋屋631		
		間中蔵6		
		醸嶋屋631		
		間中蔵112		
		岩井46		
		醸嶋屋656		
		岩井60		
		醸嶋屋656(同割差引処理あり)		
		岩井114		
		岩井蔵125		
		岩井蔵103		
		岩井蔵200		
		岩井蔵126		
		酒造場314		
		醸嶋屋550		
		醸嶋屋550		
		間中蔵133		
		醸嶋屋131		
		間中蔵4		
		醸嶋屋631		
		間中蔵6		
		醸嶋屋631		
		間中蔵112		
		岩井46		
		醸嶋屋656		
		岩井60		
		醸嶋屋656(同割差引処理あり)		
		岩井114		
		岩井蔵125		
		岩井蔵103		
		岩井蔵200		
		岩井蔵126		
		酒造場314		
		醸嶋屋550		
		醸嶋屋550		
		間中蔵133		
		醸嶋屋131		
		間中蔵4		
		醸嶋屋631		
		間中蔵6		
		醸嶋屋631		
		間中蔵112		
		岩井46		
		醸嶋屋656		
		岩井60		
		醸嶋屋656(同割差引処理あり)		
		岩井114		
		岩井蔵125		
		岩井蔵103		
		岩井蔵200		
		岩井蔵126		
		酒造場314		
		醸嶋屋550		
		醸嶋屋550		
		間中蔵133		
		醸嶋屋131		
		間中蔵4		
		醸嶋屋631		
		間中蔵6		
		醸嶋屋631		
		間中蔵112		
		岩井46		
		醸嶋屋656		
		岩井60		
		醸嶋屋656(同割差引処理あり)		
		岩井114		
		岩井蔵125		
		岩井蔵103		
		岩井蔵200		
		岩井蔵126		
		酒造場314		
		醸嶋屋550		
		醸嶋屋550		
		間中蔵133		
		醸嶋屋131		
		間中蔵4		
		醸嶋屋631		
		間中蔵6		
		醸嶋屋631		
		間中蔵112		
		岩井46		
		醸嶋屋656		
		岩井60		
		醸嶋屋656(同割差引処理あり)		
		岩井114		
		岩井蔵125		
		岩井蔵103		
		岩井蔵200		
		岩井蔵126		
		酒造場314		
		醸嶋屋550		
		醸嶋屋550		
		間中蔵133		
		醸嶋屋131		
		間中蔵4		
		醸嶋屋631		
		間中蔵6		
		醸嶋屋631		
		間中蔵112		
		岩井46		
		醸嶋屋656		
		岩井60		
		醸嶋屋656(同割差引処理あり)		
		岩井114		
		岩井蔵125		
		岩井蔵103		
		岩井蔵200		
		岩井蔵126		
		酒造場314		
		醸嶋屋550		
		醸嶋屋550		
		間中蔵133		
		醸嶋屋131		
		間中蔵4		
		醸嶋屋631		
		間中蔵6		
		醸嶋屋631		
		間中蔵112		
		岩井46		
		醸嶋屋656		
		岩井60		

て、平沼店以外で展開される事業、水車稼ぎ・酢造業・酒造業のすべてで、恒常的な損金、不良資産をかかえていたことがうかがえる。

その一方で市郎右衛門家では、天保期末から弘化期にかけ新たな蔵への貸付をはじめている。もともと早いのは、「勘定品数帳」の天保一四年（一八四三）に登場する「酢蔵」である。なお平沼村酢造場は損金として別項目が立てられているため、この天保一四年の「酢蔵」と平沼村酢造場は別のものと考えられる。ではどの酢蔵なのか。これについては、市郎右衛門家では天保一二年（一八四一）より番匠免村の酢蔵を引き受けたことがわかっており、弘化二年（一八四五）には「番匠免酢蔵」への貸付記載も見られることから、平沼村ではなく番匠免村の酢蔵をさしている。またその後、「勘定品数帳」では「酢蔵」に混じって「堀切蔵」という蔵が見受けられるが、これも同じく番匠免村の酢蔵と考えられる。

なお番匠免村の酢蔵は幾久屋市平の名前で営まれ、明治期以降も市郎右衛門家の事業として続く。³⁷つまりこの貸付の開始は、平沼村酢造場にかわる新規酢造経営がはじまったことを意味している。さらに弘化二年（一八四五）より「川酢蔵」が登場するが、この酢蔵の所在地はわからない。

また弘化三年（一八四六）、「彦野損金貸損」とは別に「酒造場」への貸付三三三両が見られる。この「酒造場」は同年に「岩井酒蔵」を引き受けていることから、その後「勘定品数帳」で見られる「岩井」および「岩井蔵」と同じ蔵であろう。なお「岩井蔵」は、下総国猿島郡岩井村（現、茨城県板東市）で酒造業を営む間中家の蔵と考えられ、³⁹「勘定品数帳」の「間中蔵」もまた同じ蔵をさしている。また「間中蔵酒造勘定書」⁴⁰などが市郎右衛門家に残っていることから、やはり酢造業同様、彦野酒造場にかわり新規酒造経営を間中蔵にてはじめたものといえる。

さらに水車稼ぎでも新規の貸付が見られる。弘化二年（一八四五）に溝沼村水車場を「増井」へ貸したことから、「みそ沼」や「溝沼店」の記載が弘化四年（一八四七）より再び「勘定品数帳」に登場する。ただし水車場は嘉永七年（一八五四）一〇月に鑑札・建物・道具類を板橋宿上総屋卯兵衛へ二三五両で売却している。「勘定品数帳」では嘉永六年（一八五三）を最後に水車稼ぎに関する記載が見られなくなるのはそのためであろう。

このように市郎右衛門家では天保期末から弘化期にかけて、新規事業に着手していったことがわかる。一方、この時期に平沼店の「有質」高が減少しはじめることは、先述の通りである。つまりこれらの動きは一連のものであり、水車稼ぎ・醸造業で生じていた不良資産を整理するために、市郎右衛門家全体でその経営の見直しをはかったものと考えられよう。

不良資産そのものは、嘉永四年（一八五二）の「諸方貸損金」六〇四両・「中弥殿」二五五両を最後に見られなくなる。嘉永五年（一八五二）に純資産が減少しているのは、これら不良資産がこの年より資産へ計上されなくなったことが大きい。また嘉永五年はそれまで七百千両近くあった「岩井（間中）蔵」への貸付も見られなくなっている。これも嘉永五年の純資産減少に影響しているが、貸付がなくなった原因はわからない。ただし他の新規蔵への貸付を見ても、貸付開始から数年はその額も大きいのが、次第に減っていく傾向にある。「岩井蔵」の場合、嘉永二年（一八四九）に火災に遭っており、初期投資が多くなってしまったが、それらが嘉永五年に一段落したと思われる。⁴³

さて純資産は万延元年（一八六〇）にさらに減少する。これは嵯峨屋彦太郎への貸付に関係するものである。嵯峨屋は市郎右衛門家と酒造業を通じて取引があり、江戸南新堀一丁目に店を構えていた。⁴⁴しかし借金がかさみ相続が難しくなったことから、嘉永元年（一八四八）、市郎右衛門家が店の仕法をつけるにいたる。⁴⁵「勘定品数帳」ではこの年に「嵯

彦殿入金」二〇〇両の記載がある。そして嵯峨屋への貸付は万延元年の六五六両まで続く。ただし万延元年は「勘定品数帳」中で負債勘定とは別に同額の六五六両が差引処理されている。嵯峨屋への貸付はこの年に整理され、その結果、前年にくらべて純資産が減少することになったのである。

「勘定品数帳」より分かりうる市郎右衛門家の経営は次のようなものとなる。創業以来、平沼店にて油絞業・質屋業・販売業を兼営し、それ以外にも水車稼ぎや醸造業にもかかわってきたが、天保期には平沼店以外の事業において不良資産をかかえてしまった。そこで天保期末より市郎右衛門家の事業全体が再検討される。平沼店の質屋業を見直し、新規事業への参入をはかりながら、不良資産の整理を行っていった。それは純資産を大幅に減少させることになったが、経営そのものは健全化していったと考えられよう。市郎右衛門家の純資産は幕末期より再び増加へ転じることになる。

おわりに

さて西村市郎右衛門家では天保期末以降、経営の見直しをはかるにいたるが、その中心にあった当該期の当主についても確認しておこう。まず不良資産をかかえてしまった天保期の当主は、二代市郎右衛門定縁にあたる。その後の新規事業参入なども、この二代目が着手したものであるが、二代目自身は嘉永三年(一八五〇)に享年七三で死去する。そして市郎右衛門家の舵取りをまかされたのは、二代目の三女みきの婿養子、三代市郎右衛門安則であった。三代目は婿養子となった天保期よりすでに日野と出店を往来しており、⁴⁶当主になってからは、二代目が始めたばかりの新規事業を軌道に乗せ、同時に不良資産を整理するなど、経営手腕をふるった。

しかし市郎右衛門家が抱えていたのは、経営面の問題だけではなく、三代目はみきとの間に娘が三人いたが、嗣

子がなかった。そこで三代目は長女うたに婿養子為七を迎えた。ところがうたは安政二年（一八五五）に千太郎（後の四代目市良右衛門）を出産した後、安政四年（一八五七）に死去してしまう。また三代目の次女てうや三女いくも幼くして他界してしまっており、相続面で不安定な状況に陥っていた。⁴⁷ さらに婿養子為七も文久元年（一八六〇）に享年三〇で没した。残された千太郎へ無事家督を譲り、家を永続させるためにも、経営の安定化は、三代目の急務になっていったと考えられる。

三代目は慶応二年（一八六六）にわずか一二歳の千太郎へ家督を譲る。翌年、三代目は享年五八で死去することから、自身の身を考えての決断であろう。ただし純資産が増加に転じ、それまでの経営面での不要要素が排除されたからこそ、実現したものといえる。なおその過程において市郎右衛門家では、自家の事業を再検討することで、経営改善につとめた。これは初代が「譲り状」の最後に記していたことにも通じていよう。西村市郎右衛門家の成長は、初代以来の柔軟な事業展開にあったといえる。

註

- 1 末永國紀『近代近江商人経営史論』、有斐閣、一九九七年、一―三頁・上村雅洋「近江商人吉村儀兵衛家と酒造業」安藤精一・高嶋雅明・天野雅敏編『近世近代の歴史と社会』所収、清文堂出版、二〇〇九年など。
- 2 滋賀県日野町教育会編『近江日野町志』巻中、臨川書店、一九八六年（復刻版）、四三五頁。
- 3 『木曾日記』は滋賀県経済協会「近江商人事務写真帖」上、一九三〇年・前掲滋賀県日野町教育会編『近江日野町志』巻中、六四四―六四九頁にてその一部が紹介されている。全文は末永國紀・本村希代・奥田以在「近江商人の道中記『木曾日記一』」『経済学論叢』第五八巻第一号、二〇〇六年・同「近江商人の道中記『木曾日記二』」『経済学論叢』第五八巻第二号、二〇〇六年・「近江商人の道中記『木曾日記三』」『経済学論叢』第五八巻第三号、二〇〇六年を参照のこと。

- 4 明和八年の「勘定目録書」(＃379)は番匠免出店(嵯峨屋豊三郎)から日野本店(西村徳右衛門)へ宛てられている。なお史料番号はすべて日野町史編さん室の「西村泰郎家文書目録」による。
- 5 二郷半領の水利・水害については三郷市史編さん委員会編『三郷市史』第一〇巻、ぎょうせい、二〇〇〇年が詳しい。
- 6 二代目より徳右衛門となる。
- 7 「西村徳右衛門家系譜」私家版。
- 8 前掲滋賀県日野町教育会編『近江日野町志』巻中、四八一頁。ただし徳右衛門家の出店所在地は葛飾郡彦成村となっており、また酢造業を営んでいたとある。
- 9 「乍恐以書付御詔奉申上候」(＃1655)。
- 10 「乍恐以書付御詔奉申上候」(＃1655)には「徳右衛門義ハ生国江州日野町百姓徳助弟二御座候処、近年為稼二郷半領番匠免村ニ罷下り借蔵仕、酒造商売致渡世仕罷在候処、仁兵衛店を買請」とある。徳助は四代目徳右衛門長男で五代目徳右衛門となる人物である。四代目徳右衛門が死去した段階で、長兄である徳助ではなく、なぜ弟の市郎右衛門が徳右衛門を名乗るにいたったかはわからない。
- 11 「[答書」(＃1046)。
- 12 蘆田伊人編『新編武蔵風土記稿』二(大日本地誌大系二)、雄山閣、一九五七年、一三九・一四〇頁。
- 13 「乍恐以書付奉申上候」(＃1660)。
- 14 「譲り状」(＃468)。
- 15 平沼店ではなく吉川店となっているが、新たに出店を開いたことは確認できない。ちなみに享和期あたりより「吉川」と所在地を刻んだ印も使用するようになっていく。
- 16 「西村市郎右衛門家系譜」私家版。吟については西村泰郎氏よりご教示いただいた。
- 17 西村泰郎家文書の中に「溝沼村幾久屋市右衛門」「水車市右衛門」などの文言が見受けられる。
- 18 朝霞市教育委員会市史編さん室編『朝霞市史』通史編、ぎょうせい、一九八九年、八九四・八九五頁。
- 19 「酢造勘定帳」(＃372)。また「勘定品数帳」(＃175)では、天明八年より「酢蔵へかし」の文言が見られる。
- 20 享和三年の「酉年酒造勘定書」(＃386)は、彦野酒造場から西村市郎右衛門へ宛てられている。
- 21 近江商人のリスク分散については、上村雅洋「近江商人の経営と危険分散」『経済理論(和歌山大学)』三二五、二〇〇五年が詳しい。
- 22 「勘定品数帳」(＃175)。
- 23 「勘定品数帳」(＃179)。

- 24 「勘定品数帳」(＃186)。
 25 「勘定品数帳」(＃188)。
 26 「勘定下書留」(＃190)。
 27 質入主・子質屋・親質屋の關係については、石井敦子「在方質屋と農民生活」木村礎編『村落生活の史的研究』所収、八木書店一九九四年が詳し。
 28 「入置申一札之事」(＃1721)。
 29 「送り質ニ付一札」(＃787・1582・1584・1622・1623・1625～1631・1633・1635～1640・1642・1643・1645・1647・1648・1721・1722・1724・1813～1821・1823～1825・1827～1831・1834・1837～1839・1846・1866・1867・1876)。
 30 前掲石井「在方質屋と農民生活」。
 31 「入置申一札之事」(＃1629)。
 32 質屋統制については、宮坂新「近世後期関東農村における在方質屋仲間と冥加上納―寄場組合との関連を中心に―」森安彦編『地域社会の展開と幕藩制支配』所収、名著出版、二〇〇五年が詳しい。
 33 「埼玉薬工品同業組合ノ製品ニ就テ」(埼玉薬工品同業組合関係書類)(＃28)所収。
 34 「蕙売帳」(＃239)。
 35 「[日野商人組合出店本宅調査]」(＃1950)・滋賀県蒲生郡役所『近江蒲生郡志』巻五、一九二二年、八九一頁。
 36 「年記」(＃な)。)
 37 「勘定帳」(＃203)・「入置申地請証文之事」(＃82)など。
 38 「年記」(＃な)。)
 39 前掲末永・本村・奥田「近江商人の道中記『木曾日記』」。
 40 「間中蔵酒造勘定書」(＃923)。
 41 「年記」(＃な)。)
 42 「為取替申一札之事」(＃810)。
 43 「年記」(＃な)。)
 44 「覚」(＃845)。
 45 「借用申金子之事」(＃792)。
 46 前掲末永・本村・奥田「近江商人の道中記『木曾日記』」。
 47 三代目の娘については、西村泰郎氏よりご教示いただいた。

〔付記〕

本稿作成にあたり、西村泰郎氏・日野町教育委員会には大変お世話になった。ここに記して感謝申し上げます。